

アイ・ケイ・ケイ株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社と称し、英文では I K K H o l d i n g s Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 国内外の結婚式場、ホテル、旅館、レストラン、葬祭場、介護施設及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営、顧客の斡旋・紹介及びコンサルタント業
- (2) 各種イベントの企画、制作、運営及び実施
- (3) 経営コンサルタント業
- (4) 各種調査、情報提供サービス業
- (5) 駐車場の経営
- (6) ケータリングサービス業
- (7) 冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引出物及び食料品等の製造、卸、販売及び販売仲介
- (8) 貴金属、宝石、アクセサリーの卸、販売及び賃貸
- (9) 美容室及びエステティックサロンの経営、運営及びコンサルタント
- (10) 衣裳の企画、制作、卸、販売、賃貸、修繕及びクリーニング業
- (11) 国内外の写真、ビデオ等の映像物の制作及び販売
- (12) 投資業
- (13) 投資顧問業
- (14) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (15) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (16) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (17) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (18) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (19) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (20) 老人用住宅の賃貸及び管理運営
- (21) 有料老人ホームの経営
- (22) 酒類、飲食料品の販売に関する業務
- (23) 惣菜、弁当、調味料等の調理食品の製造加工・販売・宅配
- (24) 葬儀式典の請負及び施設、付属品の賃貸
- (25) 霊柩自動車運送業
- (26) 旅客自動車運送事業

- (27) 不動産及び動産の賃貸
- (28) 旅行業法に基づく旅行業
- (29) ブライダル、料理学校の経営
- (30) 労働者派遣業
- (31) 人材育成の教育研修事業
- (32) 野菜、果物及び穀物等の農産物の生産、加工、販売
- (33) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を、佐賀県伊万里市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式の総数は、96,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3. 当社の株主名簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間 は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。
監査等委員会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社の期末配当金は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条及び第2条の変更は、2021年5月1日に効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生後これを削除する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第24期 定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

1995年10月16日制定、1995年11月1日施行。

2002年11月8日一部改定、施行。

2005年1月31日一部改定、施行。

2006年1月25日一部改定、施行。

2006年3月18日一部改定、2006年4月30日施行。

2006年5月29日一部改定、2006年6月27日施行。

2006年8月7日一部改定、施行。

2007 年 1 月 19 日一部改定、施行。
2007 年 7 月 27 日一部改定、施行。
2010 年 1 月 28 日一部改定、施行。
2012 年 1 月 27 日一部改定、施行。
2012 年 3 月 1 日一部改定、2012 年 4 月 1 日施行。
2013 年 1 月 29 日一部改定、施行。
2013 年 2 月 12 日一部改定、2013 年 4 月 1 日施行
2015 年 1 月 29 日一部改定、施行。
2015 年 3 月 2 日一部改定、2015 年 5 月 1 日施行。
2016 年 1 月 28 日一部改定、施行。
2020 年 1 月 28 日一部改定、施行。
2021 年 1 月 28 日一部改定、施行。